



高松赤十字病院 看護奨学生募集

- 1 募集人員 : 1年生 10名以内
- 2 貸与額 : 50,000円/月
- 3 選考方法 : 書類・面接 (8月下旬～9月上旬予定)
- 4 提出書類 : (1) 履歴書 (指定様式)
(2) 奨学金貸与申請書 (指定様式)
(3) 保証書 (指定様式)
(4) 在籍する学長の推薦書 (様式自由)
- 5 募集締切 : 令和7年7月25日(金) 必着 学内締切:6月20日(金)17時
- 6 返還免除 : 看護師資格を取得、卒業後、すぐ当院に勤務することにより返還債務が軽減されます。
(5年間以上の在職で全額免除)
- 7 その他 : 貸与決定後、4月に遡って貸与します

※ 詳細は「高松赤十字病院看護大学生奨学金貸与規程」に記載しています。
学内担当部署にお問い合わせのうえ、熟読してください。

学内担当部署：

高松赤十字病院看護大学生奨学金貸与規程

(目 的)

第1条 この規程は、看護大学（看護系学部又は看護系学科のある大学をいう。以下同じ。）に在学する者に対し、奨学金を貸与することにより、修学を容易にし、優秀な看護学生の修学を支援することを目的とする。

2 この規程の対象となる看護大学とは、日本赤十字社の看護大学、その他院長が別に定めた大学とし、かつ卒業後、当院に就業する意思がある者とする。

(奨学金の貸与)

第2条 奨学金は、看護大学に在学する者のうち、成績優秀である希望者に対し、月額50,000円以内を卒業する月まで貸与する。

(貸与人数)

第3条 大学1学年につき10名までとする。

(貸与の申込)

第4条 奨学金の貸与を受けようとする者は、次に掲げる書類を高松赤十字病院長に提出しなければならない。

提出書類

- (1) 履歴書（様式1）
- (2) 奨学金貸与申請書（様式2）
- (3) 保証書（様式3）
- (4) 在籍する大学の学長又は学部長の推薦書（様式自由）

(選考方法)

第5条 申込のあった者のうち高松赤十字病院の実施する面接試験に合格した者に対して奨学金を貸与する。

(貸与の休止)

第6条 奨学金の貸与を受けている者（以下「奨学生」という。）が、疾病等のため休学した場合は、その間奨学金の貸与を休止するものとする。

(貸与の取消)

第7条 奨学生が、正規の進級もしくは卒業が出来なかった場合は、奨学金の貸与を取り消すものとする。

(奨学金の返還)

第8条 奨学生が、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与した奨学金の全額を

返還しなければならない。返還期間は貸与を受けた期間に相当する期間を限度とし、院長と奨学生が協議を行い決定する。

(1) 第7条の規定により貸与の取り消しがあったとき。

(2) 自己の都合により奨学生を辞退した場合

なお、奨学生が奨学金の返還不能となったときは、連帯保証人が返還するものとする。

(返還債務の免除)

第9条 奨学生が、看護大学を卒業後、直ちに高松赤十字病院に勤務した場合は、別表の基準により、奨学金の返還を免除する。

2 育児休業期間及び1カ月以上の休職期間は、別表に定める高松赤十字病院在職期間から除算する。

3 全額免除とならない場合の返還期間については、貸与を受けた期間に相当する期間を限度として、院長と奨学生が協議を行い決定する。

(届 出)

第10条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに院長に届出をしなければならない。

(1) 氏名・住所・振込口座を変更したとき。

(2) 保証人を変更したとき。

(3) その他奨学金の貸与に必要な事項に変更が生じたとき。

(その他)

第11条 奨学生は、貸与を受けている期間、1年次および2年次修了時点の成績証明書を院長に提出しなければならない。

2 奨学金を貸与していることが、高松赤十字病院職員として採用することを確認するものではない。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年9月1日から施行する。